

◆し尿処理事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

◆主な調整方針(案)

・し尿等の処理体制
鹿児島市、吉田町及び喜入町は衛生処理センター等で陸上処理を行っており、桜島町、松元町及び郡山町は海洋投入を行っておりますが、海洋投入は19年2月から禁止されることから、合併時に再編し、全てのし尿等の処理を鹿児島市衛生処理センター及び喜入町衛生処理場で陸上処理するものです。

◆一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱いについて

(継続協議となりました)

吉田町のみ一部事務組合で処理していますが、合併の日の前日をもって一部事務組合を脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものです。

◆電算システム事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

◆主な調整方針(案)

・基幹系業務システム
5町のシステムは、60万人の自治体の処理件数には対応できないことから、大規模自治体向けに開発されている鹿児島市のシステムに統合するものです。

「特別職の取扱い」議案は協議会に提案しないことを首長会で確認!

5町の特別職は合併と同時にその身分を失うことになることから、5町の町長から『編入合併であり、当然に失職することを前提に合併についての協議を進めており、自分たちの処遇にかかわる議案を提出するまでもない』という強い意思表示があり、首長会において正式に『特別職の取扱い』についての議案は提出しないことが確認され、このことを協議会に報告しました。

◆住民票・印鑑証明など、日常生活に必要な証明書等は合併の目標期日である16年11月1日から取得できるようにし、市民税など16年度当初に賦課され、その徴収事務が16年度中継続するものは、各町のシステムを並行稼働させ17年度までに統合するものです。

◆使用料及び手数料の取扱いについて

(継続協議となりました)

・市営及び町営住宅使用料
合併する年度の翌年度(17年度)に鹿児島市の制度に統合します。

◆住宅使用料が上昇する人居者に対し、17年度から19年度まで段階的に調整(1-4ずつ引き上げ)し、20年度に鹿児島市の料金制度に統合するものです。

◆負担金、補助金及び交付金の取扱いについて

(継続協議となりました)

5町における負担金、補助金及び交付金は原則として廃止されることとなりますが、支出されてきた経過等を考慮し調整するものです。

◆農林水産業関係事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

・農事事務嘱託員制度
合併する年度の翌年度(17年度)に、この制度を5町にも適用し統合するものです。

鹿児島市のみの制度で、地域の代表者を嘱託員として委嘱し、農地及び農業用施設の整備要望の取りまとめ等の事務を委託し、農林行政の円滑な推進を図るものです。

◆農村広場・コミュニティ施設の管理運営

1市5町に施設があり、それぞれ管理主体が異なっていますが、これまでの利用形態などを考慮し、現行どおりとするものです。

◆園芸振興事業(地域特産物振興事業)

1市5町の地域特産物の振興事業は、合併する年度の翌年度(17年度)に新たな助成制度を制定し、引き続き振興を図るものです。

◆商工・観光関係事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

・観光イベント等
1市5町それぞれ実施されている観光イベント等は、各地域の活性化につながっていることから、合併後も現行どおり開催するものです。

◆学校教育事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

・遠距離通学費補助事業
吉田町の自転車購入費助成及び郡山町の自転車点検費等の助成は、個人の財産取得等に対する公費負担となることから、廃止するものです。

◆社会教育事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

・公民館の設置
合併時に4町(喜入町を除く)の中央公民館を鹿児島市の地域公民館として引き継ぎ、将来、喜入町に地域公民館の設置を検討するものです。

・高校生等通学補助
桜島町が町営バスと桜島フェリーを利用する高校生・大学生等に対して、定期券の割引以上に助成する制度ですが、通学費は本人負担が原則であり、特定

◆地域の特定の利用者のみを対象とする助成は、合併後の市としては不公平な行政サービスを行うことになるので、19年度までに廃止するものです。

激変緩和措置として、17年度から19年度までに、バスとフェリーの定期券料金の合算額と最低料金(現在4650円)との差額について、3年間で1-4ずつ段階的に負担を増やし、20年度に統合するものです。

◆特設校児童送迎事業

郡山町が花尾小の児童減少対策として児童の送迎を実施していますが、児童生徒の登下校は保護者の責任で行うことが適当であることから、17年度に廃止するものです。

ただし、合併の日の前日までに制度の適用を受けている児童については、卒業時まで継続するものです。

◆その他事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

◆主な調整方針(案)

・土地開発公社
5町は各町の公社保有の土地を合併の日の前日までに買い戻し、県町村土地開発公社から合併の日の前日をもって脱退するものです。

5町に係る県町村土地開発公社の財産(土地・出資金など)は、合併時に鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものです。

●複合施設等
5町にある公の施設の中で、複数の施設が一体的に利用されており、それぞれ設置目的や管理運営体制が異なっている複合施設等については、合併時に鹿児島市に引き継ぎ、現行の住民サービス水準を低下させないことを基本に、合併時までに調整するものです。

Table with 2 columns: 各町の複合施設等 (各町) and 喜入町/松元町/郡山町. Lists facilities like 輝楽里よしだ館, ふれあいパークよしだ, 火の島めぐみ館, etc.

第9回協議会 H15.10.28

平成15年10月28日(火) 10時30分
ごしま市民福祉プラザ5階大会議室において、第9回鹿児島地区合併協議会が開催されました。

継続協議となっていた議案15件のうち、『交通関係事業の取扱い』については、自動車航送料助成等に係る調整方針案の補足的説明資料として、仮にフェリー回数券の割引率を30%に拡充した場合の激変緩和策を説明し、桜島町の委員から「町民としても現在の助成制度に近い割引率を希望する」との意見があり、原案のとおり決定し、残りの議案14件についても原案のとおり決定しました。

◆すべての協定項目の提案が終了

また、今回新たに提案された1市5町のまちづくりの指針となる『新市まちづくり計画』や『高齢者福祉事業敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業』の取扱いなど議案3件は継続協議とし、各委員が持ち帰り、次回以降の協議会で協議されることに決定しました。

なお、15年1月31日に行なう第1回合併協議会を開催以来、今回の協議会ですべての合併協定項目の提案が終了しました。

◆市町村建設計画について

(継続協議となりました)

1市5町のまちづくりの指針となるもので、『新市まちづくり計画』としました。

(詳細は、10月31日発行の協議会だより市町村建設計画案特集号をご覧ください。)

◆高齢者福祉事業(敬老特別乗車証交付事業)及びすこやか入浴事業の取扱いについて

(継続協議となりました)

一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定するものです。

◆急速な高齢化の進行など社会環境が大きく変化する中で、今後も敬老バス制度やすこやか入浴事業を存続していくためには、高齢者の方々に一部自己負担をしていただくことが最善の方策であると判断したものです。

また、見直し後の制度については、鹿児島市はもとより5町にも適用するものです。

◆障害者福祉事業(友愛特別乗車証交付事業)の取扱いについて

(継続協議となりました)

交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時までに決定するものです。

鹿児島市の現行の友愛バスは6歳以上70歳未満の障害者の方々に交付し、70歳以上の障害者の方々は敬老バスを利用していただきますが、敬老バス制度の見直しにより一部自己負担を導入すると、70歳以上の障害者の方々に一部自己負担が適用されるので、これまでと同様に無料で利用できるよう年齢要件を見直すものです。

協議会を傍聴しませんか?
第10回協議会は12月下旬に開催予定です。
※日時・場所等については、協議会事務局までお問い合わせください。